

平成27年7月15日

国土交通省運輸審議会 御中

明石市鷹匠町14番2号

西神交通株式会社

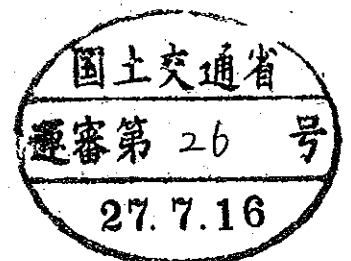
代表取締役 吉川紀興



公 述 申 込 書

- 1 事案番号
平27
第5005号
- 2 事案の種類
一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
- 3 指定する地域
神戸市域交通圏
- 4 公述人
西神交通株式会社
代表取締役 よし かわ のり おき 吉川紀興
[Redacted] (71才)
〒651-2125
神戸市西区玉津町新方407-1
078(911)6363

(自宅)
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- 5 事案に対する賛否
特定地域の指定に関して賛成します。



平成27年7月15日

国土交通省運輸審議会 御中

明石市鷹匠町14番12号

西神通株式会社

代表取締役 吉川紀興



公 述 書

- 1 私は、神戸市域交通圏でタクシー事業を経営する者として、また、一般社団法人兵庫県タクシー協会会長として、特定地域の指定について、賛成の立場で公述させていただきます。
- 2 まず、神戸市域交通圏のタクシー事業の現況についてですが、ここ十数年、輸送需要及び実働率の減少傾向が続く中で、運転者の高齢化、タクシー運転者の低賃金による運転者不足、タクシーの供給過剰という大変な状況にあります。
業界存続のためにも、新たな若い世代の者が運転者として生計を立て得る業界にしなければなりません。
今後とも、利用者の様々な要望・ご意見にそった公共交通機関として、安全・安心な輸送に徹して、タクシーの新たな需要開拓と事業収益の増加へ向けて取り組んでいかなければならないと考えています。

- 3 タクシーの供給過剰という点について言いますと、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）においては、タクシー車両が供給過剰であって、当該地域の供給輸送力を削減しないと輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難である場合に、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として、タクシー事業の適正化（供給輸送力の削減等）及び活性化（新たな需要の増加等）を推進することが必要と認めるときにおいて、特定地域として指定することができることと定められています。
- 4 神戸市域交通圏の特定地域の指定については、この特別措置法に基づき、近畿運輸局長から神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）に対して、この地域が特定地域に適合しているとの通知があり、この通知に基づき、協議会は、平成27年4月20日、全会一致により神戸市域交通圏の特定地域の指定について「合意する」との結論となりました。
- 5 私は、協議会が利用者・消費者団体、地方自治体、国の機関、学識経験者等の地方交通関係者により構成されており、いわば当該地域の総意でもありますので、神戸市域交通圏を特定地域にすべきであるという協議会の結論を尊重すべきだと考えています。
- 6 タクシー事業者は、国土交通大臣から神戸市域交通圏特定地域の指定を受けますと、特別措置法に基づき、協議会においてタクシー事業の適正化及び活性化の推進に取り組むこととなりますが、例えば、活性化の全国事例のマタニティタクシー・子育てタクシーの運行、UDタクシーの導入促進、観光タクシー・定額タクシーの運行、スマートホンによる配車システムの導入、初乗り距離短縮運賃の導入などの取り組みにつ

いての検討と、若年層運転者の採用拡大、女性乗務員の積極採用にも取り組まなければならないと考えています。

7 特に、タクシー事業の活性化の取り組みにおいては、協議会において、神戸市域交通圏内のそれぞれの地域における市民・住民の様々な要望・ご意見の把握を行い、これら要望・ご意見に基づく取り組みを、地域住民、利用者・消費者団体等の住民団体、自治体等関係者とともに、時間をかけて実施していかねばならないと考えています。

8 タクシー事業の適正化という点について言いますと、供給輸送力の削減問題については、タクシー事業の活性化の取り組みと合わせて、適正車両の範囲内を目指して、利用者の利便性を勘案し、十分な議論を行い取り組んでいかねばなりません。

9 以上で私の公述を終わりますが、地方交通の確保、輸送の安全確保、利用者の利便の確保という観点からも、神戸市域交通圏の特定地域の指定を行い、協議会においてタクシーの適正化・活性化の取り組みが必要だと考えていますので、特定地域の指定を是非ともよろしくお願い致します。

以上をもちまして私の公述を終わります。